

奈良町の寺社案内人と西本願寺の紛議

奥 本 武 裕

〔解説〕

本稿で紹介するのは奈良市南中町正覚寺（浄土真宗本願寺派）文書のうち、安政二年（一八五五）に奈良町の寺社案内人の活動をめぐって西本願寺との間で惹起した紛議に関わる史料である。この紛議に関わる一件史料は「南都寺社案内之者高祖聖人修法之薬伝来忘説を以旅人江相授候ニ付御達一件」と表書きされた袋に三五点収められており、ここでは、そのうち紛議の概要が判明する史料一六点を選んで紹介する。

奈良の寺社案内人についての専論に、本誌第一八号に掲

載された、安田真紀子の研究がある。^② 安田は先行研究の成果をふまえ、寺社案内人の発生、組織、活動の実態などについて詳細に明らかにしている。その第四節「案内に関するトラブル」で、近世後期に案内人の活動をめぐって紛議が続発したことを論じてはいるが、依拠史料が町触や大坂の旅籠屋が作成した注意書などであつたため、紛議の具体的な内容については明らかになつていなかつた。本事例によつて寺社案内人の活動をめぐつて生じた紛議の具体像の一端を知ることができる。

さて、この紛議は安政二年五月七日に、周防国からの十人組の旅人が奈良を訪れたところ、彼らが浄土真宗門徒で

あることを知った寺社案内人が、親鸞が春日社松之屋で祈禱したという伝承を語り、親鸞六〇〇回遠忌の祈禱が行われているとして氷室社境内に誘引し、秘伝の「氷」と称する薬を授与し冥加を受け取つたことに始まる。

寺社案内人がその包紙を西本願寺に持参すれば、特別な扱いを受けることができると語つていたためこのことが露顕し、西本願寺からこの時期「役寺」をつとめていた正覚寺に問合せがあった。「役寺」は西本願寺が大和北部の同派寺院を統轄するため置いた役職で、郡山藩領を郡山今井町の光慶寺、奈良町と郡山藩領以外を奈良三条町の淨教寺が管轄していた。ところが、この時期に淨教寺が無住となつていたため、正覚寺が「役寺」をつとめていた。

連絡を受けた正覚寺は、春日社に親鸞に関する伝承の有無を問い合わせ、春日社の辰市淡路からはそのような伝承は伝えられていないとの回答があった。正覚寺から寺社案内世話方への事情聴取を行つた結果、七月中旬に世話方から訖状が提出されたが、なおも寺社案内人たちの「不正な」活動はとまらず、十一月、本願寺の命を受けた正覚寺が奈良奉行所に対処を依頼している。

十二月に、奈良奉行所と本願寺の間で申入書の文言をめ

ぐるやりとりがあった。その後の動向は定かではないが、翌年八月になつて寺社案内人世話方から再度の訖書の提出があり、事態は一旦の落着をみた。

しかし、万延元年（一八六〇）には、東大寺において西本願寺出役人と称する者が「如來之夢想虎狼痢病除」と称する薬を売りつけていたことが問題となり、西本願寺は淨教寺・正覚寺に対応を命じている。これも寺社案内人が関与する事件であった可能性が高い。

こうした動向から、安政二年に生じた紛議の具体的経過が判明し、寺社案内人の活動の一側面を明らかにできるとともに、紛議に淨土真宗西本願寺教団が関わっていたことから、これまでほとんど関心が寄せられなかつた近世後期の真宗教団と大和観光の関わりや、大和における親鸞伝承の一端についても知ることができると考えている。

江戸時代後半に寺社巡礼のための旅が隆盛するにつれて、真宗門徒による「聖跡巡拝」の旅も盛んになり、享和三年（一八〇三）には『三十四輩巡拝図会^⑤』も出版されている。こうしたなかで、大和においても種々の「親鸞旧跡」が喧伝されていった。^⑥

例えば、法隆寺に関わつては、親鸞が修行時に着用した

とされる袈裟^⑦、親鸞自作とされる聖徳太子像^⑧の存在が知られており、天保十三年（一八四二）にはその厨子を西本願寺が寄進している。

東大寺でも大和の西本願寺派寺院の僧たちが、親鸞「旧跡」の再興を企てていた。^⑩また、宇陀では、親鸞の伝承上の母である吉光女の墳墓造立^⑪に関わる動向があつた。

明治期に入れば、東本願寺が法隆寺に出張所を開設したり^⑫、西本願寺が吉野山に説教所を開設したりするという動向もあつた。

これまでの真宗史研究における地域史研究では、真宗の伝播過程や、本末関係や地域的な講組織、各地の僧侶の修学機関といった教団の組織に関するものが大勢を占めていた。しかし、従来の研究ではほとんど注目されることがなかつた、各地域における寺院・門徒民衆の多様な動向を丁寧に明らかにしていくことで、より豊かな歴史像を描くことができると考へている。

〔付記〕

本稿の作成に際して、正覚寺住職姉崎法優様から所蔵文書の利用についてご高配をいただいた。記して感謝申し上げたい。

〔註〕

（1）正覚寺については、岡村喜史・奥本『正覚寺四百年の歩み』（正覚寺、二〇一二年）を参照されたい。なお、正覚寺文書については、岡村喜史と調査を継続中であり、本稿はその成 果の一部である。

（2）安田真紀子「近世大和觀光における案内人の史的研究」（『奈良史学』第二八号、二〇二〇年）

（3）大久保信治「江戸時代奈良の旅籠屋仲間の問題」（『ビブリア』第七四号、一九八〇年）、山田浩之「近世大和の参詣文化」（『神道宗教』第一四六号、一九九二年）、古川聰子「近世奈良町における都市政策の展開」（『ヒストリア』第一九一号、二〇〇四年）。

（4）近世の寺社参詣の旅に関する研究動向の整理・論点の整理については、幡鎌一弘「旅からみる近世宗教」（同編『近世民衆宗教と旅』法藏館、二〇一〇年 所収）、佐藤頴「近世の寺社参詣研究の展望」（『日本史研究』第七四二号、二〇一四年）がある。

（5）『真宗史料集成 第八卷 寺史・遺跡』同朋舎出版、一九七八年。

（6）小山正文「南都の親鸞伝説」（同『親鸞と真宗絵伝』法藏館、二〇〇〇年、所収）。

（7）『法隆寺の至宝——昭和資材帳——第一三卷』小学館、一九九〇年。

（8）『奈良県文化財全集10法隆寺Ⅷ』奈良県教育委員会編刊、一

九七年。

(9) 『法隆寺の至宝——昭和資材帳——第一二卷』 小学館、一九

九二年。

(10) 奈良市正覺寺文書・大和郡山市光慶寺文書・御所市円照寺文書など。関係史料については、別稿を用意し紹介したい。

(11) 拙稿「一九世紀大和における真宗フォークロアの生成・序説」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』第一二号、二〇〇六年) 同「一九世紀大和における真宗フォーカロアの生成——吉光尼伝承のゆくえ——」(同誌第一七号、二〇一二年)。

(12) 小山正文「南都之親鸞伝説」(前掲註7)。

(13) 吉野町本善寺文書。なお、吉野山説教所については、『本善寺歴史資料調査報告書 上巻(古文書篇)』(吉野町、二〇一五年) 所収の「解題」の拙稿「近代文書の概要」で略述しておいた。

〔史料〕

*用字等は史料翻刻の通例に準じた。表題の下の数字は、目録上の文書番号である。

1. 安政二年(一八五五)七月七日「正覺寺書状案」(寺社案内人一件書留) 2-4-8

去月廿五日附御貴報相達拝見仕候、先以、兩御門跡様益御機嫌能被為在御座奉恩悅候、然者防州十人組同行南都見物之砌、忘説ヲ以葉ヲ授冥加ヲ貪取候始末承り、御門徒難渋不致候様取締之義可及内談旨縷々被仰越承知仕候、右二付聞探之義盜賊吟味役 及内談候所聞探之義ニ而も、突留候訛ケニ難至候ニ付、目附同心久保州助江内談取調被申聞候処、寺社案内世話方与申仲ケ間小前取締致居候三人之者江嚴重ニ被申達候所、一昨五日申出候左ニ

前文口上書重々心得違候処、只管相咤申候ニ付、此上表向被仰立ニ相成候而者、難渋仕候もの數多御座候ニ付、何卒御寺門之義此度之所者穩便之御沙汰と相成り納候、向後之所急度取締可申付候、尚吉助并ニ付添ニ而も御役^ヲ重罷出御咤奉願候間、何卒御賢配賴上候旨ニ付、何分御本殿^ヲ御沙汰之義ニ付、伺之上ニ而無之者難及御容乍併拙寺ニ於而も慥ニ穩便之御沙汰ニ相成候様伺可申候得共、思召之程難計、段々申入置引取申候、然ル処今朝四人共罷出只管御咤願申候ニ付、昨日御廻ニ相成候口上書表ニ而者社人取締難行届、爰より同侶之ものニ有之処、名前等ニも不顯改心之形も不相見候ニ付、其方共々如何様之咤言差上候而も御容赦ニ相成間敷旨申渡置候処引取申候、尚申置奉願候旨ニ引取候ハ、如何達

置候社人も可罷出候被存候哉

一客屋之義御沙汰共二御座候得共、旅人產物買物代之内、案内之者へ口銭差遣候得共、客屋へハ分与へ不申、客屋共之旅宿丈之事ニ御座候ニ付、產物并ニ案内之もの等者仲悪敷御座候所、当月朔日頃より案内仲ヶ間七十人余取調へ候所、吉助ニ相知れ直様押込置候事ニ而、右仲ヶ間之もの上へ下へト混雜いたし候ニ付、客屋のもの共ハ不及申市中大評ニ而、氷室ハ取扱、案内之もの者追扱ニ相成可申杯之風評高く御座候

一前文口上書之内、御遠忌之事者一円不申述、尚灯明料百文ツ、之外、御供料と歟何与歟色々候冥加相取可申哉ニ存、内々聞探候得共相分不申、御殿御聞込之處前述与間違之事共具ニ御沙汰奉願上候

一防州之旅人二里南櫟之本ニ而止宿、廿七日朝五ツ時入込、即日伊賀路へ向打越候由ニ御座候
一公用人辺江内談可仕候旨御沙汰ニ御座候所、前文寒否申聞探候上、被及内談仕候手続ニ被成候次第御断奉申上候
一前來之趣ニ付、此上如何可仕哉御伺奉申上候間急々御沙汰被成下度奉願上候、以上

七月七日

下間少進法印様

尚々、口上書本紙拙寺手許ニ預置候間、御入用次第奉差上候、以上

2、安政二年（一八五五）七月二十一日「下間仲潔書狀」（2-4-1）

去ル七日附御報札令披見候、先以

兩御門跡様益御機嫌能被為成御座候間可為御大慶候、然者御水と申薬之儀ニ付、去月委曲申達候處、早速盜賊吟味役玉井錦七郎江被及内談候處、聞探ニ而者突留之訛ニ難至候ニ付、目附同心久保州助江内談為取調有之候處、寺社案内世話方と申者より段々歎出口上書差出候ニ付、則写与差登及一覽候處、至極不審之筋相分り候、猶又客屋聞探之趣御申登委細令承知候
一燈明料与申百銅ツ、外ニ供料与歟申色々冥加相貪候ニ付、是又内々被下聞探候得共、相分り兼候旨、就夫

御本山御聞込之次第等相違無之哉之旨、右者灯明料又者初穂料杯与称不寄多少寄附物為致候由ニ相間候間、此段御承知可有之候

一防州之旅人二里南櫟之本ニ而止宿廿七日朝五ツ時南都へ入込、即日伊賀路へ罷越し候次第、御申登之趣具ニ令承知候
一奉行所江從來手続之公用人辺江内談有之様申達候得共、实否聞探之上可及内談哉之旨承り置候約處、先書申下候通御門徒難渋不致候様致度趣意ニ候間、先此辺ニ而此上表向申立候ニハ不及候、尤

御殿より申立ニ付、嚴重之沙汰有之候次第二ハ、已後御下向之節等之御都合も如何ニ付、先書ニも内々申下候通 是迄触示之次第も可有之ニ付、只無何奉行所より向後右様之儀被差止候取計ニ相成様、玉井錦七郎・同心久保州助江内々程克申込心配可有之候、猶此上共右躰之義無之哉兼而心懸候様と存候、右御再報旁可申達如斯御座候、恐々謹言

下間少進法印

七月廿一日

正覺寺殿

猶々本文之儀ニ付、尚又去ル十六日附御札之趣も令承知候、益前彼是繁多御報及延引候、以上

仲潔（花押）

3. 安政二年（一八五五）七月二十三日「正覺寺書状案」（寺社

案内人一件書留」2-4-8

口上書本紙拙寺手許ニ預被申旨御入用次第奉言上候、以上

以剪紙致啓上候、秋暑之砌、弥御堅勝ニ被成御入珍重奉存候、然者当五月廿七日防州十人連之御門徒十人連ニ而当所參詣之砌、宗

祖聖人春日松之屋ニおるて御參籠御祈念之御薬、當時水室社ニ於て、御御修法伝來御祈禱之御供等与称シ、万病ニ用候ハ、奇瑞有之之趣ヲ以愚昧之門徒を申惑し冥加取貪候趣相聞候得共、御迷惑ニ思召候、乍併前々松之屋ニ於而者右様之來由御座候事哉実否致承知度候ニ付、此段拙寺心得迄ニ致尋申上度、如斯御座候

七月廿三日
正覺寺
辰市淡路守様

七月廿三日

5. 安政二年（一八五五）七月二十六日「正覺寺書状案」（2-4-26

七月十六日差登書

一筆啓上仕候、先以

兩御門跡様益御機嫌能被為成御座奉恐悅候、然者防州十人連同行一条ニ付、先月廿五日附御達之趣土付、當月七日意細手続書ヲ以御伺申上御下奉願候、右早々御沙汰之被成下度義奉願上候、先者此段申上度如斯御座候、恐々謹言

4. 安政二年（一八五五）七月二十三日「辰市淡路守書状」（2-1
4-16）

七月十六日

下間少進法印様

正覺寺
南都

6. 安政二年（一八五五）七月「寺社案内世話方口上書」（2-4-13）

乍恐口上覺

貴報

「正覺寺様

（端裏書）

候儀三御座候間、足止之儀者御慈悲ヲ以御聞済し、御憐愍御容赦合成候様、宜御賢配御沙汰状ニ而奉願上候、以上

文吉（印）

喜六（印）

庄吉（印）

卯七月

7. 安政二年（一八五五）八月晦日「正覺寺書状案」（2-4-5）

一筆啓上仕候、先以

両御門跡様益御機嫌能被為在御座奉恐悦候、然者旅人一件ニ付去月御報札被下候趣土付御触面之義申談候處、何与歟一忁無御座候は而者、御触面与申場ニ至り兼候趣心配之事ニ御座候所、又候御門徒江州伊香郡東（東阿閉）あどし村孫藏七人連參詣院へ引込前同様次第ノ承り及候ニ付、尚亦申談候所何分其日限り之働き致候者共、世話方与申候而も日々穴之狐ニ而、迎も相止之御場主至間敷候間、此上之所口上書御差出ニ相成候ハ、其場所（如御可仕哉）江及沙汰急度向後ニ取締仕度候趣被申聞候ニ付

右口上書之所御伺奉申上候間、早速御下知之義奉願上候

先

一御下向之節等之御御都合仕候様も如何与の御沙汰被仰付候得共、身分三而者無御座候、決而左様之身分ニ而者無御座候様奉存候

右口上書之所御伺奉申上候間、早速御下知之義奉願上候

ても右体之偽り者決而旅人江申聞間敷候間、御容免奉願上吳候様只管相詫罷在、其段水室社江も世話方共ら及懸ヶ合、右社人者勿論案内小前末々迄右体心得違之儀申聞間敷段、急度取締置

8. 安政二年（一八五五）十月二十九日〔下間仲潔書狀〕（2-4-3）

八月晦日・九月三日・十月十三日附三度之御札令披見候。先以御門跡様益御機嫌能被為成御座候間可為大慶候、然者其地旅人一件先便委曲申下候ニ付、御心配有之候内、又候江州同行為致迷惑之趣、就右御館入与力同心方江種々被及内談候旨、縷々御申登之趣具ニ令承知候、右者拘り先方より申聞候通御館入之廉を以可被及内談、右別紙ニ而申下候趣意を以被及内談、程克奉行江申入二相成、唯無何与奉行所より向後右様之儀被差止候取計ニ相成候ハヽ、至極重疊之事ニ候間、何分御館入之廉を以、程克穩之取計ニ相成候様心配御取計可有之候、尤為念別紙趣意書差下し候間、其地之振を以文言取繕相認差出可有之候

一大乘院様維摩会ニ付、御使僧被

仰付候処、去十日被相勤候次第御申登之趣令承知候、就右人足七人料壹貫文差下候条御落手可有之候、右御報旁可申達如此御座候、恐々謹言

下間少進法印

仲潔（花押）

南都
正覺寺殿

別紙趣意書

当本山諸國門徒共見物等ニ罷越候節、当地旅籠屋之者案内致し所々為致巡覽候ニ付、春日近辺ニ而場所相構菊御紋附之幕張有之

候處江誘引有之、開祖御遠忌相勤候由ニ而御水与歟名附候薬相授、其上冥加と称し金子為差出、右薬本山表江致持參候得者、右為証

9. 安政二年（一八五五）十一月十一日〔正覺寺口上書案〕（2-4-12）

口上覺

一当本山諸國門徒共寺社參詣ニ罷越候節、当地案内之もの共所々為致巡覽候砌、水室社内ニ面春田社近辺場所相構菊御紋附之幕張有之所江誘引いたし、開祖御遠忌相勸候由御供或ハ御供、御祈禱之御水与名附候薬相授、其上冥加与称シ金子為差出、右薬本山表へ致持參候へ者、右為証拠種々取扱方も有之旨申聞候由ニ而、右薬持參有之、其外興福寺寺院之内ニも布様門徒共ヲ相欺右様候趣、本山申出候向も有之、何分愚昧不案内之門徒共ヲ為及迷惑候而已不成、宗意ニ相背ケ候儀共申聞候段、御門宝之御差支ニ候間、寺社案内之もの共并薬差出候向之御取調之上、向後右様不正之取計不致様、厚御取締之儀御頼可申旨本山々被仰越候、此段奉願候、以上

卯十一月十一日

本願寺御門跡役寺

正覺寺

10. 安政二年（一八五五）十二月〔寺社案内人一件書留案〕（2-4-7）

一当本山諸國門徒共寺社參詣ニ罷越候節、当地案内之もの共所々為巡覽候砌、春日近辺ニ而場所相構、菊御紋附之幕張有之所江

出候向も有之、何分愚昧不案内之田舎者を為致迷惑候趣相聞、御門宝之御差支ニ候間、向後右様之儀無之様御吟味頼御取締度旨京都より被仰付越候ニ付、此段御内々及御頼談候事

誘引いたし、開祖御遠忌相勤候由三而、御水与名附候薬相授、
其上冥加与称シ金子為差出、右薬本山表江致持參候へ共ハ右為
証拠種々取扱方も有之旨申聞候由ニ而、右薬本山表江持參在之、
右体愚昧不案内之門徒共ヲ為及迷惑候段御門宝之御差支ニ付取
調之義、本山表ガ被仰付越候ニ付、案内世話方取調候處、別紙
之通り口上書ヲ以相証水室社人江も案内世話方之もの共ガ及掛
ケ合、右社人者勿論、案内案内小前末々迄急度取締、向後右体
心得違之義申間敷旨申シ候ニ付、其段本山表江伺中、尚亦同様
門徒共ヲ相欺薬相授、冥加与称シ金錢貪取候趣本山江申出候、
右様案内世話方より証書差出置、矢張不相止メ門徒共ヲ相欺候
ニ付、以來右様不正之取計不致様御吟味御取締之義御内談御頼
可申旨、京都ヲ被仰越候以上

十一月朔日

本願寺御門跡役寺

正覺寺

右久保州助江面会差出候處、追而今日者御控御座候様之旨ニ付、
事被御頼入ニ付(不明)右久保州助江御見いたし候處十一日差出候様被申聞候ニ付尚返
事被御頼入ニ付、京都ヲ被仰越通り
右久保州助江面会差出候處、追而今日者御控御座候様之旨ニ付、
方羽田權之進・同心久保州助掛り役被仰付旨ヲ以、右申上
書之御内談被在候處、刪候様被申聞候ニ付、京都ヲ被仰越通り
之旨申入候得共、兼而御申入之趣者承知仕候へ共、右書面ニ御
内談与有之候而者、取計種々難義ニ有之候ニ付、是非ニ抜可申
旨ニ付、無拠認替差出候處、承り置ニ相成候事

十一月十一日

本願寺御門跡役寺

正覺寺

右久保州助江面会之上差出候處、追而今日者御控江之旨被申聞
候ニ付帰寺いたし候處、同廿日呼立ニ相成罷出候處、御館入
御人旅人憩り御館入之内御館入之内内公事方等力羽田權之進・同心久保州助掛り役被仰付趣ヲ以、
右御口上書ニ御内談ト在之候而者御取計も難相及義在之候ニ
一極月五日頃ガ世話方三人呼出しニ相成候處、先年豊後旅人・備
前之旅人江効物相欺之亀藏是迄不都合之廉々越初中町吉助、
市町乙松・藤町卯之助・中ノ新屋町太助・関東之旅人、乙松越
後之旅人、卯之助江州旅人、太助・樽井町虎吉等兼而不法相効
候者兼々是迄世話方々申付候取落等者兼而不相用強情致者共八人候都合十
四人之者共御取締被下度候段、有体申立候ニ付追々御取調ニ相
成、其外旅人通行筋少々■難渋為致候、旅籠屋等■越初メ種々
小屋家御調ニ相成候御役所者案内人方、其余水室社人等懸り呼
出ニ相成候而、取調ニ相成候事
一右御調ニ付追々家別ニ旅人も入込候得共、其向不都合之筋も無
之、別而当春者旅人も家別ニ入込候ニ付而者不都命之効致無之候
合等義も在之、取締向後右体心得違之義申間敷旨申之候ニ付、
其段本山表江伺中、尚亦同様門徒共ヲ相欺、薬相授冥加ト称シ
金錢貪取候趣、本山江申出候、右様案内世話方々証書差出置、
矢張不相止メ門徒共ヲ相欺候ニ付、向後右様不正之取計不致様、
御吟味御取締之義御内談御頼可申旨、本山ヲ被仰■越候、以

付。右書抜差出候様被申聞候ニ付、無拠御内談之三字書抜差出

候處承リ置ニ相成候事

被仰入候、以上

十二月

11. 安政二年（一八五五）十一月一日 [正覺寺口上書案] (2-14-17)

（端裏書）

本願寺御門跡御使僧

正覺寺

卯十二月一日 下案

口上覺

一当本山諸国門徒共寺社參詣ニ罷越候節、当地案内之もの共所々

為致巡覽候砌、水室社内ニ而菊御紋付之幕張有之所江誘引いた

し、開祖御遠忌之法事相勤候由ニ而、御水与名附候葉相授、其

上冥加ト称シ金子為差出、右葉本山表へ致持參候へ者、右為証

拠御門主御目通りハ勿論、御内陣・御座敷等披見御免ニ相成候

旨申聞候由ニ而、右葉本山表へ持參有之、右体愚昧不案内之門

徒共ヲ相欺候段、御門宝之御差支ニ付、役寺正覺寺ヲ以案内

世話方取調候處、当五月廿七日防州之旅人中辻町吉助案内いた

し水室社内ニ而右葉相授冥加為差出候趣、有体申立心得違之段

相託、水室社人江も案内世話方^{（方々）}之ものヲ及掛合、右社人者勿

論、案内小前末々迄急度取締、向後右体心得違之義申聞敷旨申

之相託候付、其儘被差置候處、其後尚亦同様門徒共ヲ相欺、葉

相授冥加ト称し金錢貪取候趣相聞候、右様案内世話方之もの共

々詫書差出置、矢張不相止メ門徒共ヲ相欺候段

重々不埒ニ付

案内世話方元林院町文吉・西包永町喜六・樽井町庄吉并水室社

人等御取調之上、向後右様不正之取計不致様厚御取締之儀御頼

12. 安政三年（一八五六）八月七日 [寺社案内世話方詫狀] (2-14-6)

（貼紙）
一去卯^{十二}末月書付を以奉申上置候水室社水餅旅人江為受候義ニ

付、中辻町吉助義、本願寺御由緒等申立彼是不正取計候始末、

吉助奉蒙御伺候得共、私申立符合不仕候付、尚亦今般再

付之通吉助義不正取計候義相違無之哉、有体可申上旨被仰

応蒙御尋、本願寺末流御当地南中町正覺寺江差入置候書

渡恐入左ニ有体奉申上候

乍恐御詫奉申上候

寺社案内

世話方之内

元林院町

文吉

一寺社案内小前之内、水室社ニおるて御供氷餅為受候儀ニ付、偽

言を以申勤メ案内不正之効致候もの、達御聽候一条ニ付、小

前之内中辻町吉助被召出、私ニ御突合奉蒙御調候處、互ニ心

取相違符合不仕候付、有体書付ヲ以可申上候旨被仰渡恐入、

左ニ乍恐奉申上候

一当辰^六七月迄私并喜六・庄吉三人為申合、寺社案内小前世話罷在

候、然ル處右三人勤中去卯夏中ニ、小前共之内旅人江對シ淨土

真宗之ものと見受候得者、祖師之御称号を申、南都も執行中之

伝來修法御祈禱之水室社御供物万病ニ奇瑞有之、包紙菊之御紋

自然本山江參詣右包紙差出候ハヽ、内陣入御免ニ相成候杯と申

勤メ候もの有之由、風聞之折柄本願寺宗派南中町正覺寺ハ本山表令御問合御座候由ニ而、正覺寺江世話方三人被呼寄被尋候得共、世話方ニおるても風説ニ符合仕、何分表向及露顕候而ハ御先柄恐入、且者世話方取締不行届者勿論、小前人共自然心得違を以効候者共難済歎敷奉存、先方江対シ異義之答いたし候而者、却而六ヶ鋪被存穩便御聞流御容赦頼入事済仕候得者、小前一同心得違不致様跡而者急度取締心添可致与存、先方御聽込候趣意不相背候ハ、穩便其節切与心得 小前人之内吉助義者弁舌利口之もの、殊ニ去卯五月廿七日防州十人組ニ被雇案内致候由ニ付、定而吉助不正之勤メ方仕候義と推察を以吉助与名指仕只管詫居候旨、当座存付方便ヲ以御聞流可有与おもひ、「前段風説之通、貼紙水餅ニ付本願寺因縁等申立居候手続程能書綴候詫書其節之世話方而已三人連印を以正覺寺」正覺寺手元与差出候義、事実柄者篤与不遂調、風説を実事之様ニ書取差出候義者、私并當時効相止メ居候喜六・庄吉申談書顕候段、龜忽繕ひ之次第二成行、名指仕候吉助尚又其後御調之砌、風聞而已聳与取留不申、小前之内ニ而七八人名申上候義ニ付而も、當時寺社案内効相止メ居候先世話方喜六・庄吉与者、吉助并外七八人之もの共ト不和合之所江、年寄之私不心付私ノ年若之兩人与昵居手違出来奉恐入候、何分此度之一条者、事実急度調らべ揚ケ候事ニ者無之、实々調ニ候得者旅人江直之面会承り、其上旅人不厭候ハ、暫時出立見合貴ひ、目先ニ而不正之効致候ト申小前人ト突合セ歟、出立急キ候ハ、不正之廉書貰受置、其上不正心付錢取遣致候、先々江遂引合旅人迷惑難済不行届ノ取計候儀ハ、世話方之当然之勤

勤メ候もの有之由、風聞之折柄本願寺宗派南中町正覺寺ハ本山表令御問合御座候由ニ而、正覺寺江世話方三人被呼寄被尋候得共、世話方ニおるても風説ニ符合仕、何分表向及露顕候而ハ御先柄恐入、且者世話方取締不行届者勿論、小前人共自然心得違を以効候者共難済歎敷奉存、先方江対シ異義之答いたし候而者、却而六ヶ鋪被存穩便御聞流御容赦頼入事済仕候得者、小前一同心得違不致様跡而者急度取締心添可致与存、先方御聽込候趣意不相背候ハ、穩便其節切与心得 小前人之内吉助義者弁舌利口之もの、殊ニ去卯五月廿七日防州十人組ニ被雇案内致候由ニ付、定而吉助不正之勤メ方仕候義と推察を以吉助与名指仕只管詫居候旨、当座存付方便ヲ以御聞流可有与おもひ、「前段風説之通、貼紙水餅ニ付本願寺因縁等申立居候手続程能書綴候詫書其節之世話方而已三人連印を以正覺寺」正覺寺手元与差出候義、事実柄者篤与不遂調、風説を実事之様ニ書取差出候義者、私并當時効相止メ居候喜六・庄吉申談書顕候段、龜忽繕ひ之次第二成行、名指仕候吉助尚又其後御調之砌、風聞而已聳与取留不申、小前之内ニ而七八人名申上候義ニ付而も、當時寺社案内効相止メ居候先世話方喜六・庄吉与者、吉助并外七八人之もの共ト不和合之所江、年寄之私不心付私ノ年若之兩人与昵居手違出来奉恐入候、何分此度之一条者、事実急度調らべ揚ケ候事ニ者無之、实々調ニ候得者旅人江直之面会承り、其上旅人不厭候ハ、暫時出立見合貴ひ、目先ニ而不正之効致候ト申小前人ト突合セ歟、出立急キ候ハ、不正之廉書貰受置、其上不正心付錢取遣致候、先々江遂引合旅人迷惑難済不行届ノ取計候儀ハ、世話方之当然之勤

二候処、無其義前段之一件者当座穩便而已ニ昵ミ方便之取計仕候段、全文吉不調法、吉助義も平常弁古ヲ以言廻シ旅人案内いたし候度不正も効候様ニ被見込候儀者、吉助不運ハ乍申出来過キ候故之儀、以来者急度慎可申、文吉儀も仮令穩便ト者乍申取計仕候共入念前件之通不束成取計奉蒙 御吟味候而者無申披、重々奉恐入候、以来丁寧ニ物事仕事実ニ取計可仕間、此度之義ハ何分御調御赦免御憐愍之程文吉吉助連印ヲ以乍恐伏而奉願上候

右之趣(二)

寺社案内世話方之内

元林院町

文吉

小前之内

中庄町

吉助

牛寄

差添

同世話方之内

御番所様

13 安政三年(一八五六)八月二十六日正覺寺口上書案(2-4-14)

口上覺

一当本山諸國門徒共寺社參詣ニ罷越候節、当地案内之もの共義所々為致巡覽候砌り、水室社ニ而御遠忌相勤候由ニ而御水与名附候藥相授、其上冥加卜称シ金子為差出候趣相聞候付、右様不正之取計不致様御取締之儀、去卯十二月朔日御頼被仰入置候

処、夫々被召出御取調被成下候処、以來右様不正之儀仕間鋪旨申立候段承知いたし候、右体向後不正之取計不致様、中辻町吉助義全不正取計候義ニも無之、案内世話方之もの共不行届之廉も在之趣ニ而、外ニ不正取計候ものも無之候得共、尚以來之義、不正無之様可仕旨申立候間、一応拙寺へ御尋御存寄も在之候

ハ、可申上事承知仕候、右体夫々御調之上不正之筋無之、以來之義御取締被成下候上ハ、別段思召茂無御座ニ付、宜敷御取計之儀御頼被仰入候、以上

本願寺御門跡御使僧

正覺寺

14. 安政三年（一八五六年）九月二十六日「下間仲潔書状」（2-4-2）

八月廿六日

御札令披見候、先以兩御門跡様益御機嫌能被為成御座候間可為御大慶候、然者昨年来由達候防州同行江、御水与称し候袁冥加以為申請候一条二付、

其地奉行所御館入与力同心、且沼波秀之助江從来之手続被申入、公用人江示談有之度旨御頼談有之候上、口上書手扣被差出、其後追々被申立候処、当度右一件及落着、以後之手締相付候ニ付委細言上之次第、就而者夫々為御会糾被遣被下物等之儀伺登候趣具令承知候、右者段々手数ニも相成、旁以例紙之通被遣且被下候間、今便差下候条被得其意宜御取計可有之候、尤是迄右様之儀ニ付被遣物并被下物之例不相見候間、其許ニ而先例見合之儀も有之、右二而如何ニ候ハ、増減勘考御申登可有之候、為右ニ付其寺ニ於て

も曉彼是御配意之段令遠察候、依之金三百疋被下候間難有頂戴可被致候、右御報旁可申達如斯御座候、恐々謹言

下間少進法印

仲潔（花押）

九月廿六日

南都

正覺寺殿

15. 安政三年（一八五六年）「正覺寺書状案」（2-4-4）

一筆啓上仕候、先以

兩御門跡様益御機嫌能為被在御座奉恐悅候、然者旅人一件ニ付去卯六月御達ニ相成候後、追々御伺奉申上候所、十月廿九日御申上知之趣ヲ以、御館入与力同心江内談併尚根波秀之助江從来之手續申談、公用人辺宜敷御談御座候様申入候処、意細承知之旨ニ御座候ニ付、口上ノ手控差出候、左二

口上手控

一当本山諸国門徒共寺社參詣ニ罷越候節、当地案内之もの共所々為致巡覽候砌、春日近辻ニ而場所相構菊御紋附之幕張有之所江誘引いたし、開祖御遠忌相勤候由ニ而葉相授、其上冥加与称シ金子為差出、右葉本山表江致持參候得者、為証拋種々取扱方も有之旨申聞候由ニ而、右葉本山表江持參有之、右体愚昧不案内之門徒共ヲ為及迷惑候段御門室之御差支ニ付取調之義、本山令被仰付越候ニ付、案内世話方取調候処、別紙之通口上書ヲ以相詫、水室社人江も案内、世話方之ものと及掛ケ合、右社人者

勿論案内小前之末々迄急度取締、向後右体心得違之義申間敷旨申之候ニ付、其段本山表江伺中尚亦同様門徒共ヲ相欺、薬相授冥加与称シ金錢貪取候趣本山江申出候、右様案内世話方々詫書差出置、矢張同様不相止門徒共ヲ相欺候ニ付、以来右様不正之取計不致様御吟味御取締之義、御内談御御頼可申旨京都々被仰越候、以上

十一月十一日

本願寺御門跡役寺

正覺寺

右久保州助江面会之上差出候處、追而今日者御控御座候様との事ニ付帰寺仕居候處、同廿一日呼立ニ相成罷出候處、御館入之内公事方伴旅人懸り羽田権之丞・同心久保州助懸り役取調被申付候旨ニ而、右口上書ニ御内談与在之所、刪候様被申聞候ニ付、京都々被仰越通り之義申入候所、兼而御申入之趣者承知いたし候得共、右書面ニ御内談ト有之候而者、取計ニ難被及義有之候ニ付、是非ニ抜キ可申旨、尤も春日御神事ニ付御祭礼後御差出可然との事ニ付、十二月朔日差出候處、書面預り置候との事同一月五日頃今世話方三人御調ニ相成候處、中辻町吉助を初メ先年豈後旅人・肥前之旅人へ・効物相欺候亀藏・南市町乙松・錦町卯之助・中新屋町吉助・椿井町虎吉等不法相勧候者共、并ニ小前之世話方々取究等之義も不相用強情申立候者八人、都合十人之者共御調之上御取締被下度段申立候ニ付、追々御調其外旅人通行筋ニ而相欺候宿引、申合候旅籠屋等ヲ初メ種々嚴敷御調ニ相成候、水室社人も毎々呼出し相成候事

張十一月十一日

一右御調ニ付而者、大和案内・地案内等之族出入之義も夫々御調ニ相成、別而当春ハ旅人も密引入込候ニ付而者、不正之効も無之哉、御座候事強敷ニ御座候事御座候事入込候ニ付而者、不正之効も無之哉、御座候事御座候事之義も在之事

一件模様如何之義ニ御座候哉、久保州助へ内々相尋候處、色々入込ニ相成追々相調候所、不埒之義も有之候得共、其日柱之者共ニ付何分根元之薬店差留候得共、一体之取締相成可申候、此義肺裏之旨内詳ニ御座候との事

一世話方之内喜六義先年旅人ニ難題申懸ケ酒手貪候ニ付、池田播磨守様々案内差留被置候吉藏ト申トヨもの内実依頼受謝礼又々案内為効候義、御調ニ相成吉藏ハ勿論喜六・世話方被揚過料被申付候事

一世話方之内庄吉茂無札ニ而、世話方致候而者取締ニ不相成候ニ付退役被申付、世話方文吉壱人ニ相成候ニ付、三条町七兵衛・野田村音次郎・今在家町亀八・笛鉾町新助并ニ大和案内惣代鶴福院町平助等被申付候事

一八月十七日呼立ニ相成候ニ付罷出候處、旅人一件ニ付旧冬来先年之御触ニ相背候、御調之上追々取締之相成候處、水室社人於而も申証難相立事共も在之、いつれ夫々被申渡義ニ御座候得共、此上御存寄も無之哉、一応御尋申入委細口上書の事御差出被成候との事

一当本山諸國門徒共寺社參詣ニ罷越候節、当地案内之者共所々為巡覽候砌、水室社ニ而開祖御遠忌相勸候由ニ而、御水与名附葉相授、其上冥加与称シ金子為差出候趣相聞候ニ付、案内世話方

口上覺

取調候所訖書差出置、矢張相止メ不申候ニ付、右様不正之取計

不致様御取締之義、去卯十一月御頼申上候処、夫々御取調被成下、以来右様不正之義無之様可仕旨申立候ニ付、一応拙寺へ御

尋請存寄も在之候得者可申上旨承知仕候、右夫々御調之上尚も以來之義御取締被成下候上者、別段思召も無御座候ニ付、宣敷御取計之義御頼申上候以上

御取計之義御頼申上候以上

本願寺御門跡役寺

正覺寺

旅人二案内之砌不正之効廉々、急度糺り被為置寺社參詣之旅人廉置て案内いたし候様兼々申渡置候所、近年不正之効致候段急度呵置、以来無得心之旅人二買物并二御札守り等押而取上効候義、急度差留候

新旅籠屋物代

旅人通行筋而相歎候者勿論水室社二而葉相授、其余旅人難渉之義在之候得者申渡候此段申渡候

一当月十二日御達之義在之候趣ニ付、用達迄相繼居候様被申越候ニ付、罷越居候処、御裁許之趣ニ付夫々御尋ニ相成在之処、昼後呼立ニ相成罷出候処

水室社人

仲伯耆介

併添

達伊賀介

水餅之義先ニ奉行聞済被置候難形致間違朱ニ付、菊之紋ヲ押裏

も男女分之判ヲ押葉種ヲ以葉ニ製シ諸人ニ相授、冥加を取候段粉敷筋ニ相聞候ニ付、已來右葉者勿論前々届済ニ相成在之候水餅共向後差出候義者、急度被差留候請書取置候

寺社案内世話方

文吉

一筆致啓達候、先以

兩御門跡様益御機嫌克被為遊御在坊

ノ案内申辻町

吉助

南都

淨教寺様
正覺寺様
山中一学

一

16. 万延元年（一八六〇）閏三月二十三日「山中一学書狀」（2-4-11）
（包紙表書）
〔万延元閏三月御達ニ付返書候〕

其外之者共

新々御所様御機嫌克被為成御座候条可被成御大慶候、然者此頃南都東大寺境内ニおゐて、当御本山出役人と偽称し、如來之夢想虎狼痼病除と歎、春童丸と認候包紙を授り候様諸人へ申進、冥加銀を乞求め、追々令群集就中垂井町旅籠屋共よりも取次等致し候様相聞へ候、右者

当御殿御称号を偽り唱へ、諸人を惑し売薬冥加を貪り候段、不埒之輩甚御差支之義候付、急度取締可有之筋、委曲者小役人町条伴左衛門被差向候間、早々取締方示談御心配有之候処、此段可得御意旨

御沙汰ニ付、如此御座候、以上

御納戸

山中一学

閏三月廿三日

南都

淨教寺様

正覺寺様